

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

当社は、次世代育成支援対策推進法にもとづき、全ての従業員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活が調和された「ワークライフバランス」を確立する事を目指し、働きやすい環境整備を行うため「一般事業主行動計画」を策定し、以下のとおり公表いたします。

一般事業主行動計画

1. 計画期間

2023年4月1日 ~ 2028年3月31日 (5年間)

2. 目標・対策

目標1:年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間12日以上とする。

<対策>

2023年4月~ 年次有給休暇の取得状況を把握する。

各部支店において年次有給休暇の取得計画を策定、実施。

目標2:子どもを育てる従業員が働きやすい環境の整備に向けて、社内制度の

拡充について引き続き検討をおこなう。

<対策>

2023年4月~ フレックスタイム制度の利用状況の把握。

テレワーク制度、時間単位休暇制度の導入検討。